

改正

昭和60年2月21日企管規程第3号
昭和63年1月28日企管規程第2号
平成10年3月31日企管規程第7号
平成15年3月31日企管規程第1号
平成18年2月17日企管規程第3号
平成28年3月31日企管規程第3号

延岡市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、延岡市水道事業給水条例（昭和34年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事申込書の提出)

第2条 条例第4条第1項の規定により給水装置工事の承認を受けようとする者は、給水装置工事申込書を提出しなければならない。

2 条例第4条第2項の規定により提出すべき利害関係人の同意書その他必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置の所有者の同意書
- (2) 他人の土地、家屋等を使用して給水装置を設置するときは、当該土地、家屋等の所有者の同意書
- (3) 前2号に規定する場合のほか、市長が必要と認める利害関係人の同意書又は申請者の誓約書（標識の掲示）

第3条 給水装置を新設した者は、その見やすい場所に市長が交付する標識を掲げなければならない。
(工事費の負担の特例)

第4条 条例第5条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるものとは、次のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき理由により給水装置工事を行う場合
- (2) 非常災害等により緊急に給水を必要とする場合
(工事費及び料金の前納の特例)

第5条 条例第9条第1項ただし書及び第29条第1項ただし書に規定する工事費及び料金を前納する必要がある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 官公署において予算支出上予納又は前納ができないとき。
- (2) 納入されることが確実であると市長が認めるとき。

(給水申込書の提出)

第6条 条例第15条の規定により給水契約の申込みをしようとする者は、給水申込書を提出しなければならない。

(給水装置の所有者の代理人の届出)

第7条 条例第16条に規定する市長において必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の所有者が長期旅行、入院等により条例に規定する事項を処理することができないと認めるとき。
- (2) 給水装置の所有者が当該給水装置について権利放棄の状態にあると認めるとき。
- (3) その他管理上必要があると市長が認めるとき。

(メーター及び設置場所の管理)

第8条 条例第19条の規定によりメーターの貸与を受けた者は、メーターを常に適正に管理するとともに、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨げるような物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

第9条 削除

(検針区域)

第10条 条例第26条第2項に規定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 北地区 川中地区、岡富地区、恒富地区（長浜町一丁目から長浜町四丁目までに限る。）、

東海地区、南方地区（下三輪町の一部及び中三輪町の一部を除く。）、南浦地区、北方地区、北浦地区及び北川地区

- (2) 南地区 前号に規定する区域以外の区域
(使用水量の認定)

第11条 条例第27条に規定する使用水量の認定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により算定した水量によるものとする。

- (1) 使用水量認定月の前4月の使用水量の実績を基準として算定した水量
(2) 使用水量認定月の前年同期の使用水量を基準とし、年間の使用水量の伸び等を考慮して算定した水量
(3) 前2号によりがたいときは、見積りにより算定した水量
(料金の納入期限)

第12条 料金の納入期限は、使用月の翌々月末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第13条 条例第38条の3第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条に掲げる管理基準に準じて管理すること。
(2) 前号に定めるもののほか、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
2 延岡市水道給水条例施行規則（昭和32年規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和60年2月21日企管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年1月28日企管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条の規定は、昭和63年2月分以降の使用に係る料金について適用し、同年1月分以前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日企管規程第7号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日企管規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日企管規程第3号）

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成28年3月31日企管規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。